

J R 肥前鹿島駅周辺整備全体構想策定業務
候補者選考 公募型プロポーザル実施要領

令和2年6月

鹿島市

目次

1 背景と目的

2 業務概要

- (1) 業務名
- (2) 発注者
- (3) 業務内容
- (4) 業務期間
- (5) 提案上限額

3 参加資格

- (1) 参加資格要件
- (2) 参加資格の取り消し
- (3) 複数提案参加の禁止
- (4) 他の提案参加者の構成員となることの禁止

4 プロポーザルの日程

5 事務局

6 受託候補者選考の実施方針及び選考方法等

- (1) 実施方針
- (2) 選考審査会の構成
- (3) 参加資格の確認及び選考方法
- (4) 選考結果等の通知及び公表等

7 提出資料・参加方法

- (1) プロポーザル参加表明書等の提出
- (2) 技術提案書等の提出
- (3) 第一次選考（技術提案書等の書類審査）
- (4) 第二次選考（プレゼンテーション、ヒアリングによる審査）
- (5) 質疑の提出手続等
- (6) 辞退について

8 評価基準等

- (1) 技術者の評価項目
- (2) 技術提案書（実施方針、業務フロー等）の評価項目
- (3) 技術提案書（評価テーマ）の評価項目
- (4) 業務コストの妥当性
- (5) 特定しない条件
- (6) 評価値が同点の場合の特定者決定方法

9 失格事項

10 契約について

- (1) 契約手続き
- (2) 見積書の提出等
- (3) 契約を締結しない場合

11 その他の留意事項

12 関連図書等

JR 肥前鹿島駅周辺整備全体構想策定業務候補者選考公募型プロポーザル実施要領

1 背景と目的

JR 肥前鹿島駅は、特急及び普通列車が停車する鹿島市の主要駅であるが、令和4年以降は、九州新幹線西九州ルート開業に伴い、特急列車の大幅減便が見込まれており、乗降客数や利用形態も様変わりすることが予想される。このような状況の中、代替交通の検討や近隣新幹線駅との連携も含め、鹿島市の顔・公共交通の玄関口としてどうあるべきかを検討しなければならない。

本業務は、駅舎や駅前広場、周辺道路など各施設の主体間の合意形成を図るとともに、現状問題となっている駅前交通問題の解決を見越しつつ、また周辺区域の利活用の可能性検討も含め、JR 肥前鹿島駅及び周辺区域の整備方針を定める全体構想策定を目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

JR 肥前鹿島駅周辺整備全体構想策定業務委託

(2) 発注者

鹿島市

(3) 業務内容

別紙「JR 肥前鹿島駅周辺整備全体構想策定業務委託仕様書」参照

(4) 業務期間

契約締結日から令和3年12月24日（金）まで

(5) 提案上限額

17,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

なお、この上限額は業務提案のために提示した額であり、契約金額ではない。

（優先交渉権者との協議により、契約金額を設定する。）

3 参加資格

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 応募代表者を予定業務の管理技術者とする他、土木・建築・交通・都市計画の4分野の担当技術者を加えたチームによる業務実施体制を形成すること。管理技術者及び担当技術者は、1技術者で複数分野を兼ねることも妨げないが、1技術者で2分野までの兼務とする。なお、業務実施体制については、技術提案書にて内容が確認できること。

- ②管理技術者は技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）による技術士〔建設部門又は総合技術監理部門〕又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格を有すること。
- ③業務実施体制のチーム内には、建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）による一級建築士を含むこと。
- ④地方自治法施行令（昭和 22 年令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間、いずれの自治体等においても指名停止を受けていないこと。
- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦契約の日以前 6 ヶ月以内に金融機関において不渡り手形等を出していないこと。
- ⑧参加者である法人及びその役員並びに個人は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団ではないこと。さらに、暴力団員、暴力団と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する団体及び個人でないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。
- ⑨本プロポーザル募集の参加表明書の提出期限から契約の日までの間、営業停止中でないこと。
- ⑩審査会の委員が属する企業等又はその企業などと、資本面または人事面において関連がある者でないこと。

（2）参加資格の取り消し

本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約の日までの間に、参加資格要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すこととする。

（3）複数提案参加の禁止

提案参加者は、1つの提案のみとする。

（4）他の提案参加者の構成員となることの禁止

既に提案参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加者の構成員になることはできないものとする。

4. プロポーザルの日程

	項 目	日 程 (案)
①	プロポーザル開始公告・実施要領等の公表	令和2年 6月23日(火)
②	参加表明書等、参加申込時の提出書類(表1)に関する質疑・回答書の提出期間	令和2年 6月24日(水)から 令和2年 6月26日(金)まで
③	②の質疑に対する回答	令和2年 6月30日(火)
④	参加表明書等、参加申込の提出期限	令和2年 7月 3日(金)
⑤	参加資格要件の確認結果通知	令和2年 7月13日(月)
⑥	技術提案書等の提出書類(表2)に関する質疑・回答書の提出期間	令和2年 7月 3日(金)から 令和2年 7月 7日(火)まで
⑦	⑥の質疑に対する回答・公表	令和2年 7月13日(月)
⑧	技術提案書等の提出書類の提出期限	令和2年 7月27日(月)
⑨	第一次選考(書類審査)	令和2年 7月30日(木)予定
⑩	第一次選考結果の通知	令和2年 8月4日(火)
⑪	第二次選考に関する質疑・回答書の提出期限	令和2年 8月5日(水)
⑫	⑪の質疑に対する回答・公表	令和2年 8月7日(金)
⑬	第二次選考(公開プレゼンテーション、ヒアリング)	令和2年 8月12日(水)予定
⑭	第二次選考の結果通知	令和2年 8月14日(金)予定
⑮	契約締結	令和2年 8月21日(金)予定

※本プロポーザルに係る全ての問合せ・質疑・書類の提出等は、平日午前9時から午後5時まで、事務局で受付けるものとする。

5 事務局

鹿島市 建設環境部 都市建設課 都市計画係
〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分2 6 4 3 番地1
TEL0954-63-3415 FAX0954-63-2313
Eメール toshi@city.saga-kashima.lg.jp

6 受託候補者選考の実施方針及び選考方法等

(1) 実施方針

受託候補者の選考にあたり、JR 肥前鹿島駅周辺整備全体構想策定業務受託候補者選考審査会(以下、選考審査会)を設置し、公募型プロポーザルを実施する。

(2) 選考審査会の構成

	詳細
学識経験者	九州大学 持続可能な社会のための決断科学センター 特任准教授 高尾 忠志
	佐賀大学 理工学部 准教授 平瀬 有人
佐賀県職員	都市計画担当 1名
鹿島市職員	都市計画担当、公共交通担当、商工観光担当 計4名

(3) 参加資格の確認及び選考方法

選考審査会の審査（採点）は、非公開とする。ただし、委員長が選考審査会に諮って公開すると決定したときはこの限りでない。また、選考は下記②、③の2段階方式で行うこととする。

①参加資格の確認

第一次選考に先立ち、本プロポーザル参加者の参加資格要件について確認を行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

②第一次選考

提出書類（技術提案書を含む）について選考委員会が「8 評価基準等」に基づき審査を行い、参加表明書等の提出者（以下「参加者」という。）の中からヒアリング要請者を5者程度選考する。

③第二次選考（公開プレゼンテーション、ヒアリング）

ヒアリング要請者による技術提案書等についてのプレゼンテーションに対し、選考審査会がヒアリングを実施し、最優秀者（優先交渉権者）及び次点者を1者ずつ特定することとする。

(4) 選考結果等の通知及び公表等

第一次選考結果は、全ての参加者に文書で通知する。第二次選考の結果は、全てのヒアリング要請者に文書で通知することとし、優先交渉権者及び次点者について鹿島市ホームページで公表する。また、参加者は自らの選考結果について、通知日から起算して7日以内（土・日・祝日を除き午前9時～午後5時まで）に書面により事務局に説明を求めることができる。

優先交渉権者の選考後に、本プロポーザルの講評についても鹿島市のホームページで公表するものとする。

7 提出資料・参加方法

(1) プロポーザル参加表明書等の提出

①提出期限：令和2年7月3日（金）

持参、配送便の場合は提出期限日の17時必着とする。郵送の場合は提出期限日の消印有効とするが翌日17時迄に必着とする。

②提出宛先：鹿島市役所 都市建設課 都市計画係

③提出方法：郵送、配送（配達証明付き書留郵便等、配達日（到着日）を指定でき配達記録が残る方法に限る）又は持参。

宛名面には「参加表明書類在中」と明記すること。

④提出書類：以下表「表1. 参加申込時の提出書類一覧」のとおり

「表1. 参加申込時の提出書類一覧」

書類名称	様式	サイズ	部数
1. 参加表明書	様式 1	A4	1 部
2. 会社概要調書	様式 2	A4	1 部
3. 参加資格確認書	様式 3	A4	1 部
4. 業務実施体制書	様式 4	A4	13 部
5. 管理技術者の資格・実績確認書	様式 5	A4	13 部
6. 担当技術者（建築）の資格・実績確認書	様式 6-1	A4	13 部
7. 管理技術者、担当技術者（建築）の保有資格証明書	--	--	13 部
8. 納税証明書（参加者の所在地において納税すべき全ての国税、県税、市町村税において未納がない証明ができるもの）※	--	--	1 部
9. 法人登記簿の写し（交付日から3ヶ月以内のもの）※	--	--	1 部
10. 直近の決算書の写し※	--	--	1 部
11. 印鑑登録証明書（写し可）※	--	--	1 部
12. 暴力団排除に関する誓約書	様式 7	A4	1 部
13. 参加申込時の提出書類チェックリスト	様式 12	A4	1 部
14. 上記 1～12 の PDF データを格納した CD-ROM	--	--	1 枚

※上記8～11は、鹿島市の指名登録名簿に登録されている者については、提出を省略できる。但し、登録されている旨を任意書式で提出すること。

⑤注意事項

・参加者は、提出書類に必要事項を記入し記名押印の上、全ての添付書類を添えて指定された部数を提出すること。なお、要件を満たさない場合は、一切受け付けないので留意すること。

- ・提出書類の記載方法等は、別途公表する「様式集」を参照すること。

⑥確認結果通知

参加資格の確認結果は、令和2年7月13日（月）に文書で通知する。

(2) 技術提案書等の提出

①提出期限：令和2年7月27日（月）

持参、配送便の場合は提出期限日の17時必着とする。郵送の場合は提出期限日の消印有効とするが翌日17時迄に必着とする。

②提出宛先：鹿島市役所 都市建設課 都市計画係

③提出方法：郵送、配送（配達証明付き書留郵便等、配達日（到着日）を指定でき配達記録が残る方法に限る）又は持参。

宛名面には「技術提案書類在中」と明記すること。

④提出書類：以下表「表2. 参加申込時の提出書類一覧」のとおり

「表2. 技術提案書等の提出書類一覧」

書類名称	様式	サイズ	部数
1. 技術提案書提出書	様式 8	A3	13 部
2. 技術提案書	様式 9	A3*3 枚 以内	13 部
3. 担当技術者(土木)の資格・実績確認書	様式 6-2	A4	13 部
4. 担当技術者(交通)の資格・実績確認書	様式 6-3	A4	13 部
5. 担当技術者(都市計画)の資格・実績確認書	様式 6-4	A4	13 部
6. 担当技術者(土木・交通・都市計画)の保有資格証明書	--	--	13 部
7. 様式 5・様式 6-1～6-4 に関する業務実績の確認書類※1	--	A4	13 部
8. 価格提案書※2	様式 10	A4	13 部
9. ヒアリング出席者報告書	様式 11	A4	13 部
10. 技術提案書等の提出書類チェックリスト	様式 13	A4	1 部
11. 上記 1～10 の PDF データを格納した CD-ROM	--	--	1 枚

※1 上記 7 については、発注者の証明書の写し、契約書の写し(実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む)の写しなど、実績が確認できる資料を添付すること。実績が確認できる箇所に目印(マーカー等)を付けること。用紙が A4 より大きい場合は A4 折とする。

※2 上記 8 について、価格提案書の内訳書は任意書式で添付すること。

⑤技術提案書の作成方法

<提案内容>

技術提案書には、以下1～3の内容を記載すること。

1. 業務の実施方針

業務の取組体制、検討チームの特徴、重視する検討事項、その他業務実施上の配慮事項について記載する。

2. 業務フロー及び工程計画

業務分類ごとのフロー及びそれぞれの結びつき、また、各技術者との関係性をどのように想定するか。また、構想策定までの全工程をどのように考えるか。

3. 評価テーマ

(1) 駅及び周辺に求められる役割

特急減便となったとき、当該駅は交通、観光、商業面において、どのような役割を担うか。また目指すべき方向性についてどのように考えるか。

(2) 交通シミュレーション

駅前交通広場の車両混雑が問題となっている現状をどう解決に導くか。

(3) 市民合意形成の取組方法

市民の意見収集、集約、合意形成をどのように図るか。

<作成方法>

技術提案書の様式は、様式9に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とし、上記1～3の内容をA3横書き3枚以内に記載すること。

<技術提案書の無効>

本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又は別添の様式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案が無効となるので注意すること。また、手続開始の公告「4.参加資格」に示す資格要件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。

技術提案書の記載について、10ポイント未満の記載については、無効とする。（図表は、必ずしもこの限りではないが、文字が小さく読み取れないものは、無効とする。）また、枚数超過も無効とする。

<注意事項>

技術提案書への記載内容において、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

⑥受領確認通知

技術提案書類の受領確認は、持参の場合は受領時に整理番号を付した技術提案書受領書を交付する。郵送、配送の場合は、事務局からメールにて整理番号を付した技術提案書類受領書を送信するので、受信後に、電話で事務局に連絡すること。

(3) 第一次選考（技術提案書等の書類審査）

参加表明時提出書類及び技術提案書等提出書類をもとに、選考審査会にて第一次審査を実施し、ヒアリング要請者を5者程度選考する。審査結果については、参加者に、令和2年8月4日（火）（予定）に文書で通知する。

(4) 第二次選考（プレゼンテーション、ヒアリングによる審査）

ヒアリング要請者（第一次選考通過者）に対し、以下の要領で第二次選考を実施する。

- ①期日 : ヒアリング要請者（第一次選考通過者）に別途通知
- ②集合時間 : ヒアリング要請者に別途通知
- ③場所 : 鹿島新世紀センター 2階 会議室（予定）
- ④提出資料 : 技術提案書提出書に基づいたプレゼンデータを保管したCD-ROM×1枚
- ⑤プレゼンテーション・ヒアリング時の注意事項
 - ・本プロポーザルは市民の関心が高い事業であり、選考の透明性を確保する観点から、プレゼンテーション・ヒアリングは公開で実施する。
 - ・ヒアリングの順番は、技術提案書等の到着順（郵便局の受付消印で確認）とする。ただし、到着が同日同時刻の場合は、提案者の五十音順とする。
 - ・所要時間は、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分間程度とする。
 - ・ヒアリング要請者は、自己の出席時間以外に入室することはできない。
 - ・ヒアリングには、管理技術者が必ず出席することとし、加えて担当技術者の中から3人以内（合計4人以内）が出席できることとする。
 - ・プレゼンテーションのメインスピーカーは、管理技術者とする。
 - ・ヒアリングの内容は、技術提案書の説明（プレゼンテーション）及び選考委員からの質疑とする。
 - ・プレゼンテーションに際しては、提出した技術提案書（拡大したもの又はプロジェクター等を使用し拡大映像での使用も可）のみを使用すること。
 - ・プロジェクターを使用して説明する際のパソコン及び映像用接続ケーブルは、ヒアリング要請者が各自で用意するものとする。スクリーン（90inch程度）は、事務局で用意したものを使用すること。プロジェクター及び電源延長ケーブルドラムは、事務局でも用意するが、持参しても構わない。事務局

で用意するプロジェクターは、EPSON LCD PROJECTOR EB-W10とする。

- ・ヒアリング要請者は、審査時の説明に際して、社名を伏せることとする。そのため、ヒアリング時に企業名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。

(5) 質疑の提出手続等

<参加表明書等提出書類に関する質疑>

- ①提出期限：令和2年6月24日（水）～令和2年6月26日（金）9時～17時迄
- ②提出書類：質疑・回答書（様式14）
- ③提出方法：メールで事務局に提出し、電話で受信の確認を行うこと。
- ④回答期限：令和2年6月30日（火）
- ⑤回答方法：質問に関する回答は、鹿島市ホームページで公表する。

<第一次選考及び第一次選考書類に関する質疑>

- ①提出期限：令和2年7月3日（金）～令和2年7月7日（火）9時～17時迄
- ②提出書類：質疑・回答書（様式14）
- ③提出方法：メールで事務局に提出し、電話で受信の確認を行うこと。
- ④回答期限：令和2年7月13日（月）
- ⑤回答方法：質問に関する回答は、全者にメールで通知するとともに、鹿島市ホームページで公表する。

<第二次選考に関する質疑>

- ①提出期限：令和2年8月4日（火）～令和2年8月5日（水）9時～17時迄
- ②提出書類：質疑・回答書（様式14）
- ③提出方法：メールで事務局に提出し、電話で受信の確認を行うこと。
- ④回答期限：令和2年8月7日（金）
- ⑤回答方法：質問に関する回答は、全者にメールで通知するとともに、鹿島市ホームページで公表する。

(6) 辞退について

いかなる段階であっても、辞退をする場合は、辞退届（様式15）により届け出ること。

8 評価基準等

(1) 技術者の評価項目

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト	
		判断基準	管理技術者	担当技術者
管理技術者及び担当技術者の評価	資格	<p>●管理技術者</p> <p>① ・技術士 建設部門（都市及び地方計画）、総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）</p> <p>② ・RCCM（都市計画及び地方計画）</p> <p>③ ・上記以外で業務に関連すると認められる資格</p> <p>●担当技術者</p> <p>① ・技術士 建設部門（都市及び地方計画又は道路）、総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画又は道路）、一級建築士など、担当技術者の分野に適合した部門</p> <p>② ・RCCM（都市計画及び地方計画又は道路）など、担当技術者の分野に適合した部門</p> <p>③ ・上記以外で業務に関連すると認められる資格</p>	<p>① 3</p> <p>② 1.8</p> <p>③ 0.6</p>	<p>① 1.5</p> <p>② 0.9</p> <p>③ 0.3</p> <p>分野ごとに採点し、平均する。</p>
	実務経歴等	<p>平成22年度以降公告日までに完了した、以下に記載する同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績（直接受託し担当したもの）</p> <p>② 類似業務の実績（直接受託し担当したもの）</p> <p>③ 同種業務の実績（再委託で受託し担当したもの）</p> <p>④ 類似業務の実績（再委託で受託し担当したもの）</p> <p>なお、同種又は類似業務は、それぞれ下記のいずれかに該当する業務とする。</p> <p>（同種業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅を含む地区におけるまちづくりの構想又は計画の策定業務 ・鉄道駅の駅前広場又は周辺区域の交通処理計画に関する業務 <p>（類似業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの拠点となる地区におけるまちづくりの構想又は計画の策定業務 ・鉄道駅及び周辺整備の基本設計または実施設計業務 	<p>① 3</p> <p>② 1.8</p> <p>③ 1.8</p> <p>④ 0.6</p>	<p>① 1.5</p> <p>② 0.9</p> <p>③ 0.9</p> <p>④ 0.3</p> <p>分野ごとに採点し、平均する。</p>

地域精進度	<p>平成22年度以降公示日までに完了した鹿島市又は周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。</p> <p>① 鹿島市における業務実績あり。 ② 佐賀県内における業務実績あり。 ③ 九州内における業務実績あり。</p>	<p>① 2 ② 1.2 ③ 0.4</p>	<p>① 1 ② 0.6 ③ 0.2</p> <p>分野ごとに採点し、平均する。</p>
手持ち業務	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 全ての手持ち業務の契約金額が1億円未満かつ契約件数が3件未満。 ② 全ての手持ち業務の契約金額が1億円以上4億円未満かつ10件未満。または4億円未満かつ3件以上10件未満。 ③ 全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円以上または、手持ち業務の件数が10件以上</p> <p>手持ち業務とは、公示日現在において、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の契約済み及び特定後未契約の業務。</p> <p>特定後未契約の業務については、業務名の後に「特定済」と明記し、参考見積金額を契約金額として記載する。</p> <p>複数年契約の業務については、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額を記載すること。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は総契約金額に出資比率を乗じた金額を記載する。</p>	<p>① 2 ② 1.2 ③ 特定 しな い</p>	<p>① 1 ② 0.6 ③ 特定 しな い</p>
(1) 配点		10	5
		15	

(2) 技術提案書（実施方針、業務フロー等）の評価項目

評価項目		評価の着眼点		評価のウェイト	
		判断基準		書面	ヒアリング
技術提案書の評価	実施方針・業務フロー・工程計画	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	9	
		実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られて、優れている場合に優位に評価する。	4	
			業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られて、優れている場合に優位に評価する。	4	
		業務体制	業務目的を達成するための合理性が高い業務体制である場合に優位に評価する。	4	
		その他	有益な代替案、重要事項の指摘があり、優れている場合に優位に評価する。	4	
(2) 配点				25	

(3) 技術提案書（評価テーマ）の評価項目

評価項目		評価の着眼点		評価のウェイト		
				書面	ヒアリング	
技術提案書の評価	評価テーマに関する技術提案	全体	評価テーマ間の整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高く、優れている場合は優位に評価する。	6	
		駅及び周辺に求められる役割	的確性	周辺環境、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	6	
				着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	6	
			実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	4	
				提案内容を裏付ける業務実績などが明示され、優れている場合に評価する。	4	
		交通シミュレーション	的確性	周辺環境、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	5	
				着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	5	
			実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	4	
				提案内容を裏付ける業務実績などが明示され、優れている場合に評価する。	4	
		市民合意形成の取組方法	的確性	周辺環境、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	5	
				着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	5	
			実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	3	
	提案内容を裏付ける業務実績などが明示され、優れている場合に評価する。			3		
	(3) 配点					60

(1) + (2) + (3) 配点合計	100
----------------------	-----

(4) 業務コストの妥当性

評価項目	評価の着眼点		評価のウェイト	
		判断基準	書面	ヒアリング*
参考 見積	業務コストの妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	-	

(5) 特定しない条件

技術提案の評価にあたっては、上記の非特定要件以外に、下記のいずれかに該当する場合は特定しない。

- ・「実施方針・業務フロー・工程計画」の評価の合計が6割未満の場合。
- ・「評価テーマに対する技術提案」の評価の合計が6割未満の場合。

(6) 評価値が同点の場合の特定者決定方法

評価の合計点の最高得点者が複数いる場合、下記の1)～6)の順で1者を特定するものとする。ただし、2)以下はその上記項目が同点の場合適用する。

- 1) 技術提案の評価テーマの得点が高いもの
- 2) 技術提案の実施方針・業務フロー・工程計画その他の得点が高いもの
- 3) 配置予定管理技術者等の専門技術力（資格、実績等の平均点）が高いもの
- 4) 配置予定管理技術者等の手持ち業務量の評価が高いもの
- 5) 参考見積額が少ないもの

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・提出書類が本実施要領等に示された条件に適合しない場合
- ・提出方法、提出先及び提出期限を守らなかった場合
- ・第三者の著作権を侵害する内容を含んだ提案をした場合
- ・選考審査会委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- ・本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- ・その他、選考委員会が不相当と認めた場合

10 契約について

(1) 契約手続き

特定した最優秀者（優先交渉権者）と契約手続きを行う。但し、特定した最優秀者（優先交渉権者）が参加資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点者と交渉し、契約手続きを進めるものとする。

(2) 見積書の提出等

- ・鹿島市は、優先交渉権者と提案内容を含めた契約交渉を行い、仕様書を定めたいで価格提案書を基に見積もり徴収を行う。ただし、優先交渉権者との契約交渉が不調となった場合は、次点者に対し同様の交渉を行い、見積もり徴収を行う。
- ・見積金額の内訳書は、契約締結後、見積書に記載された金額に対応した内訳書を提出すること。

(3) 契約を締結しない場合

見積書提出後から契約締結日までの期間において、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該優先交渉権者と契約を締結しない。

- ・鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領、及び同措置基準に基づく入札参加(指名)停止の措置を受けた場合又措置事由に該当した場合。
- ・鹿島市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等であることが判明した場合。
- ・会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てを行った場合。
- ・営業停止の処分または業務委託を行うに必要とする許可等が取消された場合。
- ・提出書類等に虚偽があった場合。

11 その他の留意事項

- ・参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立するものとする。但し、評価基準等に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉権者として選考しない。
- ・今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本事業を中止する可能性がある。この場合鹿島市は、参加者に対して一切の責任を負わない。
- ・全ての提出書類は返却しない。
- ・技術提案書等の作成に要した費用、旅費等、本プロポーザルの参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- ・使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- ・本プロポーザルに係る全ての提出書類は、鹿島市情報公開条例を準用し、取り

扱うこととする。

- 提出期限後の提出書類の内容の変更、差し替え等は受け付けない。記載事項がない場合でも、その旨を記載して提出すること。
- 具体的な業務作業は、技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、仕様書に基づいて市との協議の上で、契約締結後に開始する。
- 第一次選考提出書類(参加表明書等)の提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式15)を提出すること。なお、ヒアリングを辞退する場合も、辞退届(様式15)を提出すること。

1 2 関連図書等

- 都市計画図 (JR肥前鹿島駅周辺)
 - 道路網図
 - 平成27年度 肥前鹿島駅前交通量調査他業務委託 完成図書
- ※関連図書は、鹿島市都市建設課で閲覧できる。(コピー不可、撮影可)